

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第3項中「出席した委員」を「出席する委員」に、「出席したもの」を「出席しているもの」に改める。

第18条第2項中「前項の委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして委員会に出席しているときは、当該委員は、」を削り、「発言を」を「発言は、」に改める。

第21条第2項中「者は、」を「者が」に、「出席する」を「説明する」に改める。

第22条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「聞こう」を「聴こう」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条第3項中「で公聴会に出席する」を「により公聴会で意見を述べる」に改める。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項中「文書で」を「文書もしくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第2項を削る。

第29条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項中「で委員会に出席する」を「により委員会で意見を述べる」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 参考人については、前3条の規定を準用する。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。